

# 令和6年度袖ヶ浦市集団指導 (地域密着型サービス)

令和7年3月13日

介護保険課

# 目次

① 令和6年度報酬改定のまとめ

② 運営指導での指摘事項等

③ 書類の届出関係

④ その他・お知らせ

## ① 令和 6 年度報酬改定のまとめ

---

義務化  
(R7.4.1~)

## 重要事項等の情報をウェブサイトに掲載・公表

令和7年4月より事業所の重要事項等を法人のホームページまたは情報公表システムに掲載・公表することが**義務化**されます。

これにより利用希望者が知りたい地域のサービス事業所をネット上で自由に検索でき、介護サービス事業所ごとの基礎データや特色を比較検討しニーズに合った事業所選びができるようにすることが目的となっております。

新規で指定を受ける場合は情報公表センターから、事業所あてに「ID・パスワード」を記載した登録依頼文が到達いたしますので、その案内に沿って公表をお願いいたします。既に公表している事業所につきましても変更等に合わせて更新をするようお願いいたします。

### 5. ① 「書面掲示」規制の見直し

#### 概要

【全サービス】

- 運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面（紙ファイル等）又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならないこととする。【省令改正】【告示改正】【通知改正】

（※令和7年度から義務付け）

義務化  
(R7.4.1~)

## 重要事項等の情報をウェブサイトに掲載・公表

### 【対象事業所】

公表の必要がある介護サービスは、全26種類54サービスです。

※前1年間における介護報酬金額が100万円を超える事業者

### 【提出すべき事項】

#### 基本情報：事業所に関する基本的な事項

名称、所在地、従業者の状況、利用料金、営業時間など

#### 運営情報：具体的なサービス提供に関する事項

利用者の権利擁護、サービスの質の確保への取組、相談・苦情等への対応など

### 【掲載期限】

令和7年度4月1日までに実施

## 処遇改善加算等の計画書変更について

処遇改善加算は令和6年度報酬改定より3本→1本に統合されました。

この変更に伴い、激変緩和を目的として一部経過措置が設けられていましたが、経過措置終了に伴う変更にご注意ください。

また、メールにて随時共有を行っておりますが、要件の弾力化及び申請様式の簡素化・一体化が予定されております。

時々、次年度の計画書様式に関するお問い合わせをいただきます。国より様式の共有があり次第ご連絡をいたします。

R6より義務化  
(R6.4.1～)

## 介護サービス事業者経営情報データベースシステム

令和6年度改正により、介護サービス事業所経営情報を、所管する都道府県知事に報告することが義務化されました。

提出をしない又は虚偽の報告を行った場合は、期間を定めて報告もしくは内容を是正することを命ずることができるとされています。

万が一、その命令にも従わない場合は指定取消しや業務停止の処分ができるとされています。

令和6年度以降は毎年度必ず報告するようお願いいたします。

R6より義務化  
(R6.4.1～)

## 介護サービス事業者経営情報データベースシステム

### 【対象事業所】

原則、全ての介護サービス事業者が報告の対象となります。

※ただし、介護報酬が年間100万円以下の事業者や、災害等報告ができない正当な理由がある場合は報告の対象外です。

### 【提出すべき事項】

- ①事業所の名称、所在地その他の基本情報
- ②事業所の収益及び費用の内容
- ③事業所の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項
- ④財務諸表（貸借対照表・損益計算書・キャッシュフロー計算書）
- ⑤その他必要な事項

### 【報告時期】

会計年度終了後 3 カ月以内

※令和6年度に関しては義務化初年度のため、令和7年3月末まで

R6より義務化  
(R6.4.1～)

## 介護サービス事業者経営情報データベースシステム

経営情報の公表に関する介護保険最新情報等

千葉県HP「介護サービス事業者経営情報の報告」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/koufuku/kaigohoken/kaigokeiei.html>

・介護保険最新情報Vol.1297「第115条の44の2の規定に基づく介護サービス事業者経営情報の調査および分析等に関する制度に係る実施上の留意事項について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001283875.pdf>

・介護保険最新情報Vol.1305「介護サービス事業者経営情報の報告等に関するQ&A」の発出について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001291727.pdf>

・介護保険最新情報Vol.1330「介護サービス事業者経営情報の報告等に関するシステムに係る運用マニュアル等の発出について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001341935.pdf>

**R6実施  
(R6.12.17～)**

## 介護人材確保・職場環境等改善事業の開始

2月にメールにて周知を行いました介護保険最新情報Vol.1352のとおり、「介護職員の足元の人材確保の課題に対応する観点から、介護現場における生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、介護人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対する支援」を目的として介護人材確保・職場環境改善等事業が実施されました。補助金の交付要件・対象経費は下記のとおりです。

### 【補助金の要件】

以下のいずれかの取組の実施を計画又は既に実施していなければならない。

- (1) 介護職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の課題の見える化
- (2) 業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活動等）
- (3) 業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担の取組

### 【補助金対象経費】

職場環境改善経費及びそれに掛かる人件費

なお、本事業についてはコールセンターのご用意がございますのでご活用ください。  
介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省コールセンター  
電話番号：050-3733-0222

**R6実施  
(R6.12.17～)**

## 介護人材確保・職場環境等改善事業の開始

介護人材確保・職場環境等改善事業に関する介護保険最新情報

- ・介護保険最新情報Vol.1334「介護人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001343016.pdf>

- ・介護保険最新情報Vol.1352「介護人材確保・職場環境改善等事業の実施について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001403387.pdf>

- ・介護保険最新情報Vol.1357「「介護人材確保・職場環境等改善事業に関するQ & A（第1版）」の送付について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001411496.pdf>

経過措置終了  
(R7.4.1～)

## 身体拘束廃止・業務継続計画が 経過措置終了となるサービス種

令和7年4月1日から、訪問系サービス、居宅介護支援と介護予防支援で「業務継続計画（BCP）未策定減算」、短期入所系サービスと多機能系サービスで「身体拘束廃止未実施減算」の適用が始まります。減算とならないためには、適切に措置を講じるとともに、一部のサービス種別においては届出書類の提出が必要です。下記の対象サービス実施事業所は、必ず届出書類の提出をお願いいたします。

### 【身体拘束廃止取組の有無】

- ・ 看護小規模多機能型居宅介護
- ・ 小規模多機能型居宅介護

→未実施の場合は所定単位数の**100分の1減算**

### 【業務継続計画の策定の有無】

- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

→未実施の場合は所定単位数の**100分の1減算**

※その他の地域密着型サービス事業所では、令和6年4月より減算対象となっており、既に「基準型」で提出しており、変更がない場合は届出不要。

## ② 運営指導での指摘事項等

---

# 運営指導とは

## 運営指導

|      |   |
|------|---|
| 実施頻度 | 指定有効期間内（6年間）に1回以上   |
| 目的   | サービスの質の確保・保険給付の適正化を図る※違反を発見するためではない   |
| 根拠法令 | 介護保険法第23条   |
| 確認内容 | ① 介護サービスの実施状況指導⇒ 個別サービスの質に関するもの<br>② 最低基準等運営体制指導⇒ 基準等に規定する運営体制に関するもの<br>③ 報酬請求指導⇒ 加算等の介護報酬請求の適正実施に関するもの |

## 監査への変更

以下に該当する状況を確認した場合は、監査へ変更します

- ① 人員、施設設備、運営基準に従っていない状況が著しいと認められる又はその疑いがある
- ② 介護報酬請求について不正又はその疑いがある
- ③ 不正の手段による指定又はその疑いがある
- ④ 高齢者虐待により危害を及ぼしている（人格尊重義務違反）又はその疑いがある

# 運営指導の流れ

## 運営指導実施まで



## 運営指導実施後



# 監査とは

## 監査

|              |   |
|--------------|---|
| 目的           | 人員基準違反、運営基準違反、不正請求、不正の手段による指定、高齢者虐待、もしくはこれらの疑いがある場合に、対象の介護保険施設等に対して、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該介護保険施設等に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行うことにより、事実関係を的確に把握し、公正かつ適正な措置をとること                 |
| 根拠法令         | 介護保険法第76条他（各サービス種別により条項が異なる）  |
| 監査の契機となる主な事象 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 人員、施設設備、運営基準に従っていない状況が著しいと認められる又はその疑いがある場合</li><li>・ 介護報酬請求について不正又はその疑いがある場合</li><li>・ 不正の手段による指定又はその疑いがある場合</li><li>・ 高齢者虐待により危害を及ぼしている（人格尊重義務違反）又はその疑いがある場合</li></ul> |

## 【参考】全国での行政処分の事例

| サービス種別等         | 処分内容   |
|-----------------|--|
| 特定施設入居者<br>生活介護 | <p><b>指定の一部効力停止</b><br/>介護保険法に基づく監査により発覚<br/>指定の一部効力を3か月停止（新規利用者受入停止・介護報酬請求上限を7割に制限）<br/>【処分理由】<br/>身体的虐待、心理的虐待、介護放棄が認められたため。</p>  |
| 訪問介護            | <p><b>指定の一部効力停止</b><br/>介護保険法に基づく監査により発覚 指定の一部効力を3か月停止（新規利用者受入停止）<br/>【処分理由】<br/>職員が利用者の財布から金銭を抜き取る経済的虐待が認められたため。</p>  |
| 地域密着型<br>通所介護   | <p><b>指定の取消し</b> 【返還請求額】約500万円<br/>【処分理由】<br/>人員基準違反、不正請求、報告・書類提出の拒否、虚偽答弁<br/>配置義務のある機能訓練指導員の配置を行わず、それに伴う不正請求、そして事実発覚時に一部書類提出をしなかった。<br/>介護職員処遇改善加算について、加算分の賃金改善を行っている旨の答弁をしたが、支払い書類が確認できなかった。</p> |
| 特定福祉用具<br>販売    | <p><b>全部効力停止3か月</b> 【返還請求額】63万円<br/>【処分理由】<br/>書類の偽造 利用者に購入意思がないにもかかわらず、委任状等の書類を偽造し、腰掛便座の購入申請をした。</p>  |

## 運営規程・契約書・重要事項説明書の 誤字脱字や記載内容の誤り

上記の書類については運営指導時の事前提出資料として提出をいただいております。

運営規程は必要事項がしっかりと記載されているか、他の書類との齟齬がないかを  
中心に確認を行っています。

契約書・重要事項説明書は利用者とトラブルが起こらないよう誤解を与えうる表現  
がないかや内容が運営規程に沿っているかなどの確認を行っています。

報酬改定で料金等が変更になっているにも関わらず、修正がなされていないケース  
が散見されましたので、今一度ご確認いただくようお願いいたします。

## ①運営規程・契約書・重要事項説明書の 誤字脱字や記載内容の誤り

### 【運営規程のチェック項目】

- 事業の目的・運営の方針
- 従業者の職種・員数・職務の内容
- 営業日・営業時間
- 居宅介護支援の提供方法・内容・利用料その他の費用の額
- 通常の事業の実施地域
- 虐待防止のための措置
- その他運営に関する重要事項

## ①運営規程・契約書・重要事項説明書の 誤字脱字や記載内容の誤り

### 【重要事項説明書のチェック項目】

- 同意の日がサービス開始日より前になっているか
- 運営規程に記載された内容に沿っているか
- 運営規程に記載された「従業員の員数」と合致しているか
- 苦情の担当窓口は、「事業所の苦情担当者」「役所の苦情担当窓口」「国保連の苦情担当窓口」の3か所が記載されているか
- 重要事項説明書は、事業所の見やすい場所に掲示、またはファイルに綴じて設置などされているか
  - R7.4～事業所のHP等に掲載されているか

## ①運営規程・契約書・重要事項説明書の 誤字脱字や記載内容の誤り

### 【契約書のチェック項目】

- 利用者と契約書はとりかわしているか
- 契約書は不適切な内容、利用者に不利な内容になっていないか
- 運営規程や重要事項説明書の記載と矛盾はないか

書類ごとに書いてあることが違うと  
利用者さんも混乱してしまいます！  
適切な内容になっているか  
適宜確認しましょう！



## 勤務体系一覧表について①

勤務体系一覧表については、令和5年度以前は事業所任意の様式で記載したものを提出いただいていたおりましたが、  
令和6年4月1日より厚生労働大臣が定める様式（標準様式）により提出することとされました。

職種ごとの人員や勤務時間数が自動計算されるなど、勤務体制の管理がしやすくなっているため、日々のシフト管理にも活用ください！

↓様式については下記より該当事業分をダウンロードしてください。↓

<http://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>

厚生労働省HP「介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入、文書標準化」

## 勤務体系一覧表について②

標準様式の勤務形態一覧表においては、職種ごとに勤務時間数が合計されるようになっていないことから、事業所内兼務を行っている場合などについては、職種ごとに行を分けて入力をいただく必要がございます。

| No                             | (6) 職種       | (7) 勤務形態 | (8) 資格      | (9) 氏名 | シフト記号<br>勤務時間数<br>*一週間の勤務時間*              | (10) 1週目                         |   |   |   |   |   |   |
|--------------------------------|--------------|----------|-------------|--------|---|----------------------------------|---|---|---|---|---|---|
|                                |              |          |             |        |   | 1                                | 2 | 3 | 4 | 5 |   |   |
|                                |              |          |             |        |   | 月                                | 火 | 水 | 木 | 金 |   |   |
| 1                              | 管理者          | A        |             | 袖ヶ浦 一郎 | a a a a a a<br>8 8 8 8 8 8<br>7 7 7 7 7 7 | a                                | a | a | a | a | a |   |
| 2                              | 生活相談員        | A        | 社会福祉士       | 袖ヶ浦 二郎 | a a a a a a<br>8 8 8 8 8 8<br>7 7 7 7 7 7 | a                                | a | a | a | a | a |   |
| 3                              | 看護職員/機能訓練指導員 | C        | 看護師         | 袖ヶ浦 三郎 | d d d d d d<br>3 3 3 3 3 3<br>3 3 3 3 3 3 | d                                | d | d | d | d | d |   |
| 4                              | 介護職員         | A        | 介護福祉士       | 袖ヶ浦 四郎 | a a a a a a<br>8 8 8 8 8 8<br>7 7 7 7 7 7 | a                                | a | a | a | a | a |   |
|                                |              | C        | 介護福祉士       | 袖ヶ浦 五郎 | b b b b b b<br>4 4 4 4 4 4<br>4 4 4 4 4 4 | b                                | b | b | b | b | b |   |
|                                |              | C        | 認知症介護基礎研修終了 | 袖ヶ浦 六郎 | c c c c c c<br>3 3 3 3 3 3<br>3 3 3 3 3 3 | c                                | c | c | c | c | c |   |
| (14) サービス提供時間内の勤務延時間数          |              |          |             |        | 生活相談員<br>看護職員<br>介護職員                     | 7 7 7 7 7 7<br>14 14 14 14 14 14 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 |
| (15) 利用者数                      |              |          |             |        |   |                                  |   |   |   |   |   |   |
| (16) サービス提供時間（平均提供時間）          |              |          |             |        |   |                                  |   |   |   |   |   |   |
| (17) 確保すべき介護職員の勤務時間数（注：記入方法参照） |              |          |             |        |   |                                  |   |   |   |   |   |   |
| (参考)                           |              |          |             |        | 生活相談員                                     | 1 1 1 1 1 1                      | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| (18) 1日の職種別人員内訳                |              |          |             |        | 看護職員                                      | 3 3 3 3 3 3                      | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
|                                |              |          |             |        | 介護職員                                      | 4 4 4 4 4 4                      | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
|                                |              |          |             |        | 機能訓練指導員                                   | 1 1 1 1 1 1                      | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

無理やり入力可能だが

ダウンリストから選択

| No                             | (6) 職種  | (7) 勤務形態 | (8) 資格      | (9) 氏名 | シフト記号<br>勤務時間数<br>*一週間の勤務時間*              | (10) 1週目                         |   |   |   |   |   |   |
|--------------------------------|---------|----------|-------------|--------|---|----------------------------------|---|---|---|---|---|---|
|                                |         |          |             |        |   | 1                                | 2 | 3 | 4 | 5 |   |   |
|                                |         |          |             |        |   | 月                                | 火 | 水 | 木 | 金 |   |   |
| 1                              | 管理者     | A        |             | 袖ヶ浦 一郎 | a a a a a a<br>8 8 8 8 8 8<br>7 7 7 7 7 7 | a                                | a | a | a | a | a |   |
| 2                              | 生活相談員   | A        | 社会福祉士       | 袖ヶ浦 二郎 | a a a a a a<br>8 8 8 8 8 8<br>7 7 7 7 7 7 | a                                | a | a | a | a | a |   |
| 3                              | 看護職員    | D        | 看護師         | 袖ヶ浦 三郎 | e e e e e e<br>1 1 1 1 1 1<br>1 1 1 1 1 1 | e                                | e | e | e | e | e |   |
| 4                              | 機能訓練指導員 | D        | 看護師         | 袖ヶ浦 三郎 | f f f f f f<br>2 2 2 2 2 2<br>2 2 2 2 2 2 | f                                | f | f | f | f | f |   |
| 5                              | 介護職員    | A        | 介護福祉士       | 袖ヶ浦 四郎 | a a a a a a<br>8 8 8 8 8 8<br>7 7 7 7 7 7 | a                                | a | a | a | a | a |   |
|                                |         | C        | 介護福祉士       | 袖ヶ浦 五郎 | b b b b b b<br>4 4 4 4 4 4<br>4 4 4 4 4 4 | b                                | b | b | b | b | b |   |
|                                |         | C        | 認知症介護基礎研修終了 | 袖ヶ浦 六郎 | c c c c c c<br>3 3 3 3 3 3<br>3 3 3 3 3 3 | c                                | c | c | c | c | c |   |
| (14) サービス提供時間内の勤務延時間数          |         |          |             |        | 生活相談員<br>看護職員<br>介護職員                     | 7 7 7 7 7 7<br>14 14 14 14 14 14 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 |
| (15) 利用者数                      |         |          |             |        |   |                                  |   |   |   |   |   |   |
| (16) サービス提供時間（平均提供時間）          |         |          |             |        |   |                                  |   |   |   |   |   |   |
| (17) 確保すべき介護職員の勤務時間数（注：記入方法参照） |         |          |             |        |   |                                  |   |   |   |   |   |   |
| (参考)                           |         |          |             |        | 生活相談員                                     | 1 1 1 1 1 1                      | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| (18) 1日の職種別人員内訳                |         |          |             |        | 看護職員                                      | 3 3 3 3 3 3                      | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
|                                |         |          |             |        | 介護職員                                      | 4 4 4 4 4 4                      | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
|                                |         |          |             |        | 機能訓練指導員                                   | 1 1 1 1 1 1                      | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

## 業務継続計画（BCP）の策定・見直しについて

令和6年度報酬改定より義務化された業務継続計画の策定についてですが、今年度実施した運営指導において参考となる取り組み・運用を行っている事例がいくつかございましたのでご紹介させていただければと思います。

定期的な見直しが必要であることから、見直し時は今一度厚労省のガイドライン等をご参照ください。

【厚生労働省HP「介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修」】  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/douga\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html)

# 業務継続計画（BCP）の策定・見直しについて

## ①備蓄品の記録及び災害発生時の消費想定

厚生労働省のひな型にも備蓄品リストがあり、多くの事業所が備蓄物の管理を行っていただいていることが確認できました。しかしながら、災害発生時を想定した訓練等を経て消費量の想定まで行えている事業所は少なかったと感じています。

年2回以上の訓練が義務化されていることから、今後の訓練にて発電機の燃料消費量や利用者の食料品消費量などの把握にも努めていただくようお願いいたします。

## ②入所者・利用者情報の整理

災害が発生した場合、避難先の施設や事業所に利用者を預ける可能性があり、必ずしも担当の職員も同行できるとは限りません。入所者・利用者の情報がなければ受入先の施設・事業所でもケアの提供に支障をきたす恐れがあります。

市内の施設・事業所でも利用者が避難先施設でも適切なケアを受けることができるよう、利用者情報を記載した「利用者カード」を作成している事例がございましたので、ぜひ取り入れていただきますようお願いいたします。

## 令和6年度報酬改定にて義務化された制度

令和6年度実施した運営指導において、報酬改定により義務化された事項に対応できておらず減算となった事例がありました。

減算の要件がある事項だけでなく、運営基準で新たに定められた事項について対応漏れがないか今一度確認するようにしてください。

### 主な改正点

- (1) 虐待の防止
- (2) 認知症介護に係る基礎的な研修の受講
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止
- (4) 業務継続計画の策定等
- (5) 栄養管理
- (6) 口腔衛生の管理

## 研修、委員会の開催について

運営指導をしていると、  
研修・委員会の記録がない場合や記録が他の研修・委員会などと  
混ざってしまっている場合があります。

業務多忙な中記録の作成・整理をするのは  
骨が折れる作業だと思います・・・  
が、事業所内での周知や情報共有、  
運営指導時の確認のしやすさ等の観点から  
日々適切に記録を管理いただくことをお願いします。



### ③書類の届出関係

---

## ①書類の届出について

### 各種届出の〆切

- 指定更新** . . . . . 指定有効期間満了日の**1か月前**  
(2か月前までには市役所からお知らせします)
- 変更届出** . . . . . 変更が生じた日から**10日以内**
- 休止・廃止届出** . . . 休止・廃止予定日の**1か月前**
- 加算届出** . . . . . 月の15日までに届出の場合届出の**翌月から算定**  
月の16日以後に届出の場合、**届出の翌々月から算定**

## ①書類の届出について

### 様式の掲載場所

【指定・変更届出関係】

『地域密着型サービス事業所等の指定等について』

<https://www.city.sodegaura.lg.jp/soshiki/kaigohoken/tiikimiccyakugatasa-bisuzigyousyonositei.html>

【体制加算届出関係】

『地域密着型サービス事業所等の体制加算の届出等について』

<https://www.city.sodegaura.lg.jp/soshiki/kaigohoken/kasan.html>

## ①書類の届出について

### 提出方法

郵送、窓口、メール、電子申請届出システムのいずれか

令和6年9月より電子申請届出システムの運用を開始しております。

電子で申請ができるので、事務負担軽減につながります。

ぜひご活用ください！



袖ヶ浦市HP『電子申請届出システムについて』

<https://www.city.sodegaura.lg.jp/soshiki/koreisha/denshisinnsei.html>

## ④ その他・お知らせ

---

## 運営推進会議の実施について

指定地域密着型サービス事業所には令和7年2月9日付けでメールにて周知を行いましたとおり、コロナウイルス感染症の流行により一時的に柔軟な取り扱いとなっていた運営推進会議ですが、第5類感染症への移行に伴い、柔軟な取り扱いも終了となりましたので、令和7年度以降は運営基準に則った形で実施をしていただきますようお願いいたします。

| サービス種別                         | 開催頻度       |
|--------------------------------|------------|
| 地域密着型通所介護                      | おおむね6か月に1回 |
| 認知症対応型通所介護                     | おおむね6か月に1回 |
| 小規模多機能型居宅介護                    | おおむね3か月に1回 |
| 認知症対応型共同生活介護 <sup>※1</sup>     | おおむね3か月に1回 |
| 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護           | おおむね3か月に1回 |
| 看護小規模多機能型居宅介護                  | おおむね3か月に1回 |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 <sup>※2</sup> | おおむね6か月に1回 |

# 運営推進会議の実施について

会議は下記の構成区分ごとに原則 1 人以上参加いただくようお願いがけください。

| 構成区分（およびその例示）   | 備考  |
|---|---|
| 利用者及び利用者の家族   | 新規に利用される方については、利用開始前に、重要事項説明書と併せて会議についてご説明願います。   |
| 地域住民の代表者<br>・自治会などの地域団体の代表者や役員<br>・シニアクラブの代表者<br>・民生委員 など   | 地域住民の代表については、その地域の実情に詳しい方にご依頼いただくことが望ましいと考えます。ただし、例えば「事業所の隣に住む方」など、事業所周辺の状況をよく知る方でもかまいません。                      |
| 市又は地域包括支援センターの職員  | 袖ヶ浦市介護保険課長を構成員としてください。実際の会議については、介護保険課職員又は地域包括支援センター職員が出席いたします。   |
| 当該地域密着型サービスについて知見を有する者<br>・高齢者福祉や介護保険制度等に関する学識経験者や教育者<br>・社会福祉協議会等の役員<br>・他法人の、介護支援専門員や社会福祉士などの有資格者又は地域密着型通所介護事業所の管理者など<br>・その他高齢者福祉事業に携わる者など（客観的・専門的立場から意見を述べるができる者） | 厳密な条件は特に示されておりません。国より示された Q & A において「知見を有する者として客観的・専門的な立場から意見を述べる者を選任されたい。」とありますので、当該事業所に所属する者を選任することは不適切と考えます。 |

## 地域密着型サービス事業所のサービス提供範囲について

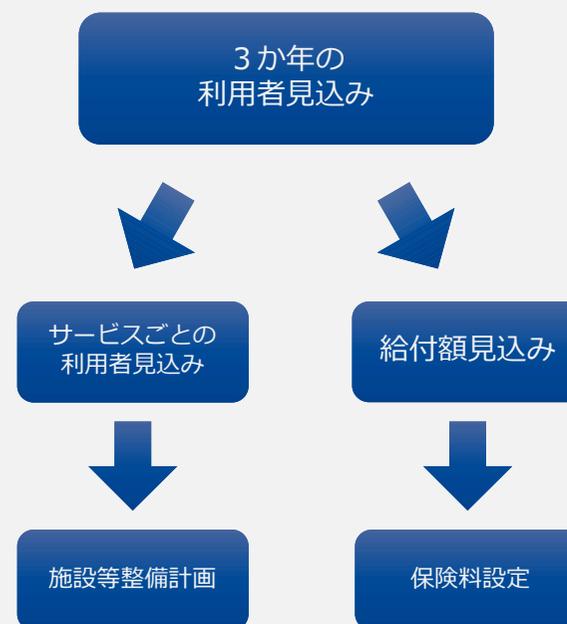
地域密着型サービスは、住み慣れた地域での生活を支えるためのもので、原則としてその市町村の被保険者のみが利用できるサービスです。

市では介護報酬改定に合わせて3年ごとに介護保険事業計画を作成し、3か年での利用者の見込み等を算出して、施設等整備の計画や保険料の設定を立てています。

他市から利用者が転入しサービスを受けると、施設に空きがなくなり市民が必要なサービスを受けられなくなったり、計画で想定した以上の給付額となってしまうなどの影響が予想されます。

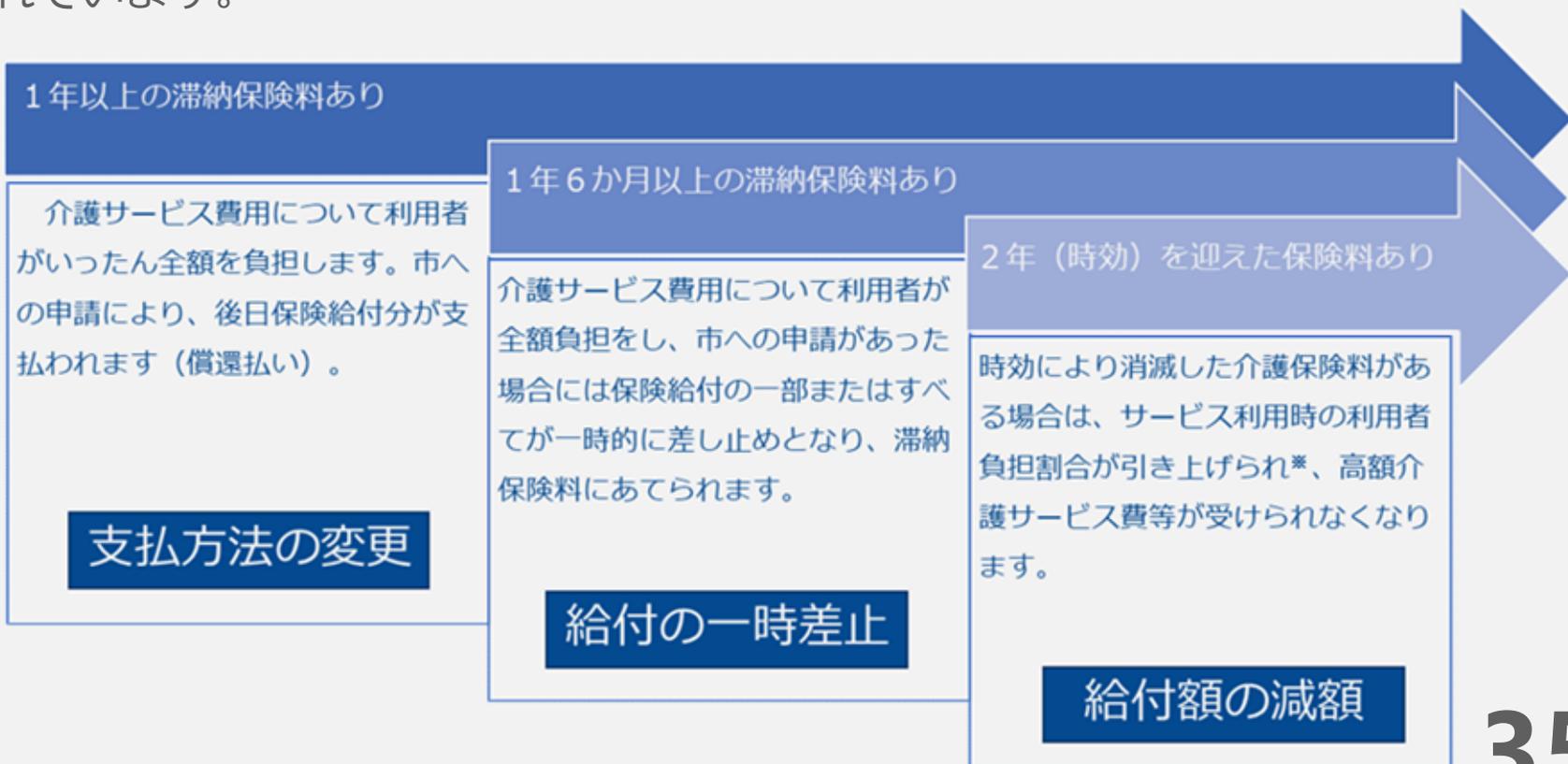
万が一、やむを得ない理由により他市の被保険者にサービス提供をしなくてはならない場合は**必ず市にご相談ください**。

※住所地特例対象者への一部サービス（訪問・通所・多機能）の提供や他市から指定を受けているなど、法令に則った提供の場合は相談不要です。



# 給付制限について

介護保険制度には、保険料を滞納している方に対し、給付の制限が設けられています。



## 給付制限について

### 支払い方法の変更（償還払い化）

納期限から1年～1年半経過した保険料がある場合

- ・ 利用したサービス費をいったん全額自己負担  
（後日、申請により保険給付分が払い戻される）

### 給付額減額

保険料を納めていない期間に応じて

- ・ 利用者負担割合の引き上げ（1・2割→3割、3→4割）
- ・ 高額介護サービス費・負担限度額等の給付の停止

# 給付制限について

ケアマネさんに  
確認いただきたいポイント！

被保険者証の「給付制限」の欄に

- ・ 給付額減額
- ・ 支払変更

の記載があるか？

あるとしたら期間内かどうか？

|   |    | 内容     | 期間                                |
|---|----|--------|-----------------------------------|
| 給付制限  |    | 給付額の減額 | 開始年月日 令和7年4月1日<br>終了年月日 令和7年7月31日 |
|   |    | 支払方法変更 | 開始年月日 令和7年4月1日<br>終了年月日           |
|   |    |        | 開始年月日<br>終了年月日                    |
| 居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者及びその事業所の名称又は地域包括支援センターの名称 |    |        | 届出年月日                             |
|   |    |        | 届出年月日                             |
|   |    |        | 届出年月日                             |
| 介護保険施設等   | 種類 |        |                                   |
|   | 名称 |        | 入所等年月日<br>退所等年月日                  |
|   | 種類 |        |                                   |
|   | 名称 |        | 入所等年月日<br>退所等年月日                  |

# 給付制限について

## 注意点！

### 《給付減額の方の負担割合の確認方法》

負担割合証に記載のある負担割合は元の負担割合です。

給付額減額になっている方の負担割合はそこから負担割合が変わります。

| 介護保険負担割合証        |                            |
|------------------|----------------------------|
| 交付年月日            |                            |
| 被保険者番号           |                            |
| 住所               | 袖ヶ浦市〇〇番地                   |
| フリガナ             | リデガウラ ガウラ                  |
| 氏名               | 袖ヶ浦 ガウラ                    |
| 生年月日             | 昭和〇年〇月〇日                   |
| 利用者負担の割合         | 適用期間                       |
| 1割               | 開始年月日 令和7年8月1日             |
|                  | 終了年月日 令和8年7月31日            |
| 開始年月日            | 終了年月日                      |
| 保険者番号及び保険者の名称及び印 | 千葉県袖ヶ浦市坂戸市場1番地1<br>千葉県袖ヶ浦市 |



| 給付制限  | 内容     | 期間                                |
|---|--------|-----------------------------------|
|   | 給付額の減額 | 開始年月日 令和7年4月1日<br>終了年月日 令和8年9月30日 |
| 居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者及びその事業所の名称又は地域包括支援センターの名称 |        | 届出年月日                             |
|   |        | 届出年月日                             |
|   |        | 届出年月日                             |
| 介護保険施設等   | 種類     |                                   |
|   | 名称     | 入所等年月日<br>退所等年月日                  |
|   | 種類     |                                   |
|   | 名称     | 入所等年月日<br>退所等年月日                  |

令和7年4月1日から  
令和8年9月30日までは

= **負担割合  
3割**

## 処遇改善加算の提出期限について

令和7年2月10日付け介護保険最新情報Vol.1353  
より令和7年度に処遇改善加算を算定する場合は、下記期日までに市に届出を行っていただく必要があります。  
ご提出がない場合は、算定することができませんので必ず期日内に作成しご提出をいただきますようお願いいたします。

### 提出が必要なもの

- ・ 処遇改善加算等計画書
- ・ 介護給付費算定に係る体制届及び体制等状況一覧表

### 提出期限

令和7年4月15日（火）

## 新たに減算項目として追加されるもの についての体制届の提出について

先ほど報酬改定に関するところでも取り上げましたとおり、令和7年4月1日から、訪問系サービス、居宅介護支援と介護予防支援で「業務継続計画（BCP）未策定減算」、短期入所系サービスと多機能系サービスで「身体拘束廃止未実施減算」の適用が始まります。減算とならないためには、適切に措置を講じるとともに、一部のサービス種別においては届出書類の提出が必要です。下記の対象サービス実施事業所は、必ず届出書類の提出をお願いいたします。

地域密着型サービスでは

- ・ 小規模多機能型居宅介護
  - ・ 看護小規模多機能型居宅介護
  - ・ 随時対応型訪問介護看護→業務継続計画の策定の有無
- ➡ 身体拘束廃止取組の有無

が対象となりますので、**令和7年4月15日**までにご提出いただくようお願いいたします。

※袖ヶ浦市HP「地域密着型サービス事業所等の体制加算の届出等について」に新様式を掲載しています。

## まとめ

### 各書類の提出締切について

令和7年4月分の変更届 **4月10日まで**に提出

令和7年4月分の体制届 **4月15日まで**に提出

処遇改善加算の計画書 **4月15日まで**に提出

締切厳守をお願いします！



ご清聴ありがとうございました